



- (※1) 公的年金等 … 障害年金、遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
- (※2) 扶養義務者 … 同居の親族
- (※3) 家計急変者 … 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、家計が急変した者（コロナの影響前と比べて収入が減少していなかったり、コロナと関係ない収入減少であれば対象外です）

児童扶養手当所得(収入) 制限限度額 (年間収入(所得))

扶養親族等の数	ひとり親本人		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者	
	基準額		基準額	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0人	3,114,000円	1,920,000円	3,725,000円	2,360,000円
1人	3,650,000円	2,300,000円	4,200,000円	2,740,000円
2人	4,125,000円	2,680,000円	4,675,000円	3,120,000円
3人	4,600,000円	3,060,000円	5,150,000円	3,500,000円
4人	5,075,000円	3,440,000円	5,625,000円	3,880,000円

- (注) 1. 受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上表の額を比較する。
 2. 所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)、老人扶養親族、特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者についての限度額(所得ベース)は、上記の額に次の額を加算した額とする。
 (1) 本人の場合
 ① 同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)または老人扶養親族1人につき10万円
 ② 特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)1人につき15万円
 (2) 孤児等の養育者、配偶者および扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円
 3. ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。